

令和 8 年第 2 回定例会

斑 鳩 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 4 日

午前 9 時 0 0 分開議

於 斑 鳩 町 議 会 議 場

1, 出席議員 (13 名)

1 番	溝 部 真紀子	2 番	齋 藤 文 夫
3 番	中 川 靖 広	4 番	小 城 世 督
5 番	伴 吉 晴	6 番	坂 口 徹
7 番	嶋 田 善 行	8 番	井 上 卓 也
9 番	横 田 敏 文	10 番	宮 崎 和 彦
11 番	濱 眞理子	12 番	木 澤 正 男
13 番	奥 村 容 子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福 田 善 行	係 長	吉 川 也 子
--------	---------	-----	---------

1, 地方自治法第 121 条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 惠 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	松 岡 洋 右
総 務 課 長	仲 村 佳 真	安全安心課長	曾 谷 博 一
政策財政課長	中 尾 歩 美	住民生活部長	中 原 潤
福 祉 課 長	大 塚 美 季	健康対策課長	徳 田 貴 世
環境対策課長	峯 川 敏 明	都市建設部長	本 庄 徳 光
建設農林課長	田 口 三十士	都市創生課長	手 塚 仁
地域振興課長	福 居 哲 也	会 計 管 理 者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	東 浦 寿 也	教委総務課長	柳 井 孝一朗

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 2 番 齋藤議員

1. 下水道事業の今後について

- (1) 下水道管路等の老朽化対策について。
- (2) 下水道接続率向上対策について。
- (3) 下水道事業を効率的で効果的に維持する対策について。
- (4) 下水道整備計画の見直しについて。
- (5) 合併処理浄化槽設置補助金交付枠を増やし生活排水による水質汚濁を防止する対策について。
- (6) 浄化槽の悪臭防止対応について。

2. 子どもの視力を守る対策について

- (1) 幼児や児童生徒の視力検査の方法及び結果について。
- (2) 児童生徒の視力低下を予防するための取組みについて。
- (3) 近視が判明した場合の取組みについて。

3. 障害者への就労支援について

- (1) 障害のある人の一般就労への移行、事業所や関係機関と連携・協力について。
- (2) 障害者雇用率と障害者雇用率向上策について。
- (3) 優先調達目標額と優先調達額の推移、優先調達額の増額対策について。
- (4) 障害者の工賃向上対策について。

4. 自治会の持続可能な活動への支援について

- (1) 自治会加入率の推移について。
- (2) 自治会に対する基本的な考えなどについて。
- (3) 地域コミュニティの再構築の支援について。
- (4) 物価変動に対応した補助金制度について。

〔2〕 12番 木澤議員

1. 生活応援券の生活保護収入認定問題への対応について

- (1) これまでは収入認定されていなかったのに、なぜ今回の生活応援券に対して中和福祉事務所は8千円を超える分について収入認定し、生活保護費から差し引くと言い出したのか。
- (2) 厚生労働大臣に情報提供をして特例的な取り扱いの承認を受けることで、生活保護利用者の収入認定を除外することが可能であることが明らかに

なったが、その後の状況はどうなっているのか。

2. JR法隆寺駅無人化問題への対応について

(1) JR法隆寺駅が無人化された場合、住民にはどのような影響が出ると考えられるか。

(2) JRから法隆寺駅の人員配置を変更するとの話は聞いているか。もし、そのような話があった場合には町としてどのように対応するつもりか。

3. ウォーターPPPについて

(1) 制度の目的・内容について。

(2) メリット・デメリットについて。

(3) 今後、国から導入を求められた際に、町としてどのように対応しようと考えているか。

4. 小中学校の学級編制と教員・事務職員の配置について

(1) 改正義務教育標準法が国会で成立したが、その内容と当町の現状との比較について。

(2) 法改正を受け、より充実した学級編制や教員・事務職員の配置を行っていくべきだと考えるが、町としてどのように対応していこうと考えてるか。

5. 第4次男女共同参画推進計画について。

(1) 数値目標をかかげて取り組んでいる項目の第3次計画終了時の達成・実施状況と、それに対する町の見解と第4次計画での目標設定について。

(2) 身体的、精神的、経済的等様々な面から大部分が女性だけにかかっている生理の負担について、社会的な理解をより深め広げるとともに、女性の負担軽減・解消を目指す視点が計画の中に必要だと考えるが、町の見解は。

〔3〕9番 横田議員

1. 斑鳩町歴史的風致維持向上計画の進捗について

(1) 秋祭りに代表される伝統的祭り、特に伝統行事などの継承に関する事業・住民の参加と協働による取組みに関する事業について。

2. 無形民俗文化財について

(1) 斑鳩神社の秋祭りにみる歴史的風致について無形民俗文化財登録に関す

る調査の進捗状況について。

〔４〕 １３番 奥村議員

１．災害時の環境衛生確保について

（１）災害時のトイレ環境についての課題・認識について伺います。

（２）トイレトラック導入について、調査研究していかれる考えについて伺います。

２．命を支える仕組みを学ぶ教育について

（１）奈良県赤十字血液センターによる出前授業など体験型の献血教育を学校教育の中で実施されてはいかがでしょうか。お伺いします。

３．生命の安全教育の充実について

（１）斑鳩町での生命の安全教育の実施状況について伺います。

（２）ＳＮＳ画像や動画の送信・生成ＡＩ等のリスクに対する認識について伺います。

（３）生命の安全教育の意義と今後の推進について伺います。

〔５〕 ８番 井上議員

１．子ども食堂の支援の充実について

（１）現在、斑鳩町では、町内で活動する「子ども食堂」に対して補助を行い、支援をされているが、昨今の食材費高騰などにより、今後その充実について検討できないか。

〔６〕 ４番 小城議員

１．生成ＡＩ時代を見据えたデジタル人材育成について

（１）町内小中学生のスマートフォン及びタブレット端末の利用状況をどのように把握しているのか。

（２）ＳＮＳ上のトラブルやインターネット依存、誹謗中傷等に対する情報。

（３）生成ＡＩの急速な普及について、教育委員会はどのように認識しているのか。

（４）児童生徒が生成ＡＩを適切に活用するための情報モラル教育、及びＡＩリテラシー教育の現状は。

- (5) 教職員に対する生成ＡＩ活用研修の実施状況と今後の方針は。
- (6) 将来の地域産業や社会を支えるデジタル人材育成について、学校教育における取組みをどのように進めていくのか。
- (7) 斑鳩町として、生成ＡＩを活用した学習支援や教育ＤＸを推進する考えはあるのか。

2. 将来を見据えた持続可能なまちづくりについて

- (1) 斑鳩町は長年にわたり人口規模を維持しているが、その要因をどのように分析しているのか。
- (2) 今後、20年から30年先の人口構造及び高齢化率の推移をどのように見込んでいるのか。
- (3) 人口が維持されている現在だからこそ取り組むべき課題をどのように認識しているのか。
- (4) 公共施設、インフラ及び地域コミュニティの維持に向けた長期的な方針は。
- (5) 法隆寺や歴史文化資源を活かし、将来にわたり選ばれるまちとなるための戦略は。
- (6) 町長が考える2050年の斑鳩町の将来像について伺う。

〔7〕 11番 濱議員

1. 生理休暇について

- (1) 労働基準法における生理休暇について。
- (2) 生理休暇の基本ルールについて。
- (3) 女性町職員の生理休暇取得について。
- (4) 生理休暇制度から学ぶ初潮を迎えた児童・生徒等への指導の実施について。

2. トイレカーについて

- (1) 災害時に仮設トイレの設置等は避難者の使用や仮設トイレの洗浄等の十分な対応ができるか計り知れません。バス型等の車両により、配置・移動・維持がスムーズに出来ることから、自治体で準備されている例もあります。当町での整備を実施しませんか。
- (2) 近隣のみに限らず災害地への支援活動のネットワークを望む声もありま

す。

3. 避難所開設キットについて

- (1) 町指定の避難所はもちろん自治会館などの一時避難などで、開所に伴う最低限の道具をひとまとめに準備しておくことが開所作業をスムーズに行うことができます。斑鳩町での実施を検討されたい。

〔8〕5番 伴議員

1. 中東情勢に関わる当町への影響について

- (1) 中東情勢の悪化に端を発する燃料高騰や物価上昇について、町が把握している現在の行政運営における影響を伺う。
- (2) 今後の対応をどのように考えているのかを伺う。

2. 学校の運動場の芝生化について

- (1) 小中学校の刷新を検討されている今、小中学校の校庭の芝生化を検討する良い機会ではないか。
- (2) 芝生化のメリットとデメリットがあるが、温暖化のメリットの関係で校庭の芝生化を採用する学校が増えていることについての見解を伺う。

〔9〕1番 溝部議員

1. 電子母子手帳について

- (1) 電子母子手帳導入によるメリット・デメリットについて。
- (2) 電子母子手帳導入に関する斑鳩町の現在の検討状況について。
- (3) 奈良県が提案する電子母子手帳の共同化について。

2. ハラスメント対策について

- (1) 職員の各種ハラスメント対策について。
- (2) 相談体制について。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番(齋藤文夫君) おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ひとつ目は、下水道事業の今後について質問します。下水道は、住民の暮らしを健康で住みやすく快適にするための基盤となるインフラです。斑鳩町の下水道事業は、平成4年から管路等の整備工事をはじめ平成17年から供用開始され、令和6年度末で普及率は73.1%、接続率は76.3%になりました。管路等の整備工事を始めた頃は、布設工事費用に比べ下水道使用料収入が少なく、企業債残高が膨らみましたが、令和元年頃から減少傾向にあり、令和6年度末で約78億円にまで減少しました。

しかし、毎年、一般財源から5億円程度の繰り入れをされています。今後、下水道の普及100%を目指す一方、資材や布設費の高騰の中、管路等の老朽化への対応や一般財源からの繰入額減少にも取り組み、その上で下水道使用料を維持していく必要があります。そのためには、下水道の接続率を上げて下水道使用料収入を増やす対策、効率的で効果的な管路等の布設や維持管理が必要となってきます。

ひとつ目です。近隣自治体に比べ下水道事業は開始が遅いため緊急性は少ないと思いますが、管路等の整備工事を始めてから30年を超え老朽化した管路等の更新も必要となってきます。下水道管路等の老朽化対策について、お尋ねします。

○議長(中川靖広君) 本庄都市建設部長。

○都市建設部長(本庄徳光君) おはようございます。それでは、下水道管路等の老朽化対策について、お答えをいたします。

本町の下水道事業は平成4年に整備に着手をし、平成17年に供用開始をしております。供用開始から経過年数が比較的短く、管路の法定耐用年数である50年を踏まえますと、現時点におきましては老朽化に起因する重大な事故等の発生リスクは低いものと認識をしております。

町といたしましては、これまでも管路施設の定期的な清掃や点検等を行ってまいりましたが、引き続き、施設の状態を的確に把握をしながら予防保全型の維持管理に取り組んでまいります。

また、点検結果等から緊急性や重要度を踏まえて優先順位を定め、計画的な更新及び修繕を行うことによりまして、事故や機能停止の未然防止にも努めてまいります。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。計画的な老朽化対策で事故や機能停止の未然防止、よろしくお願いいたします。

二つ目です。斑鳩町の下水道の令和6年度普及率73.1%で、下水道が整備された区域の人口は2万368人ですが、下水道に接続された人口は1万5,539人で接続率は76.3%です。下水道事業を維持して財政負担を軽減するためには、下水道へ接続していただく方を増やして下水道使用料収入を増やしていく必要があります。住民に寄り添った下水道接続率向上策について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） 下水道の接続率向上に関するご質問でございます。

本町におきましては、これまでから下水道に未接続の家屋への訪問や接続啓発チラシを配布することなどによりまして、生活環境の向上や浄化槽維持管理費用との比較といった下水道接続の必要性や効果について周知・啓発を行ってまいりました。

また、排水設備改造資金融資あっせん制度や浄化槽雨水貯留施設転用補助金の活用についても積極的に周知を図り、接続率の向上に取り組んできたところでございます。

そうした中、特に高齢者世帯におきましては、工事費用や下水道使用料の経済的な不安などを理由に接続に至っていないケースがあることも認識をしているところでございます。

今後とも公共下水道接続に対する周知啓発に努めますとともに、接続工事を担う指定工事店とも連携を図るなど、住民の皆様にとって相談しやすい環境づくりにも取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。今後とも住民に寄り添いながら、接続率の向上をよろしくお願いいたします。

次に、下水道管の布設とあわせまして、今後は老朽化していく管路等の更新費用が発生します。下水道事業を効率的で効果的に維持する対策について、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） 下水道事業を効率的で効果的に維持する対策に関するご質問でございます。

質問者ご指摘のとおり今後の下水道事業におきましては、新規整備に加えまして老朽化した施設の更新事業についても見込まれるところでございます。

このことから、持続可能な事業運営に向けまして、企業債残高の削減を前提に整備費用とのバランスを図りながら、計画的に整備を進めております。

あわせて、水道やガスなど他事業との合併施工についても調整を図りながら、効率的な整備を行っております。

また、今後の管路更新に当たりましては、点検調査結果に基づく計画的な維持管理と予防保全型手法の導入によりまして、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、デジタル技術を活用した管路情報の一元管理と業務効率化を進め、持続可能な下水道経営に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、効率的で効果的な維持管理、よろしくお願いいたします。

次に、第2期斑鳩町人口ビジョンによると、斑鳩町の人口は減少すると予測されています。斑鳩町の人口が減少していく中で、下水道整備計画の見直しについて、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） 人口減少が見込まれる中での下水道整備計画の見直しに関するご質問でございます。

本町におきましても人口は減少傾向にあり、下水道事業を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、将来人口の推計や整備コスト、維持管理費用などを総合的に勘案した事業運営が重要であると考えております。

このことから、今後の下水道整備に当たりましては、人口動向や地域特性、事業の採算性などを十分に踏まえ、多面的な角度から検討をしてまいります。

今後におきましても、将来世代への負担に配慮しつつ、持続可能な下水道事業の運営に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。公共下水道認可区域外の区域では汚水処

理未普及を解消し、生活排水による公共用水域の水質汚染を防止するため、斑鳩町では10人槽以下の浄化槽を設置する家庭に補助金を交付しています。合併処理浄化槽設置補助金は希望者が多く、希望しても補助金を受け取れない場合があると聞いております。

合併浄化槽設置補助金交付枠を増やし、生活排水による水質汚染を防止する対策について、お考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） おはようございます。本町では現在、斑鳩町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、公共下水道事業計画区域外の地域を対象に国・県の補助事業を活用し、国・県・町それぞれ約3分の1の負担で補助金を交付しております。

国の補助金につきましては、公共下水道事業計画区域の範囲や過去の実績等を踏まえて作成する5年間の地域計画に基づき、毎年の予算計上、国への補助金申請等を行っております。

こうしたことから、近年、本町の補助金申請はおおむね当初予算どおりで推移しており、予算の枠を超えての申請や問合せはそれほど多くございませんが、予算枠を超える申請があった場合には、適宜、県に相談し、国・県の予算状況等に応じ可能な範囲で追加要望を行い対応しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。補助対象区域の拡充など浄化槽設置の推進、よろしくお願いいたします。

次に、浄化槽を常に良好な状態に保つため、法律では定期的に保守点検を行う義務があります。住民から、浄化槽からの悪臭があり困っているということを聞きます。

浄化槽の悪臭防止対策について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 議員がおっしゃられましたとおり、浄化槽につきましては浄化槽法に基づき、定期的に保守点検、清掃及び法定検査の受検が義務づけられております。

本町といたしましては、浄化槽の適正な維持管理を推進するため、広報紙への掲載やエコフェスタでの出展ブースの設置などにより周知啓発を行っております。また、浄化槽を起因とする悪臭等の相談がございましたら、浄化槽法に基づく指導権者であります奈良県と協力し、現地確認、指導等を行い、悪臭防止、浄化槽の適正な維持管理の推進に努めますとともに、相談者に対しましても結果や経過措置などの連絡も含め、適切な

対応を行っているところでございます。

今後も引き続き、水質悪化や悪臭の防止を図るため、浄化槽の適正な維持管理に向けた取組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、住民からの相談には親身に寄り添っていただき、悪臭対策よろしく願いいたします。引き続き、効率的で効果的な運用をしていただくとともに、住民に暮らしやすい下水道を守っていただくようお願いいたします。

それでは二つ目の質問です。子どもの視力を守る対策について、質問します。

国の調査によると、裸眼視力が1.0未満の児童・生徒の割合は小学生が37.79%、中学生は60.93%、高校生は67.80%で、各年代とも悪化傾向にあると報告されております。特に、学年が低いほど近視の進行が早く、小学1年生のときに近視だった児童の割合は12.43%でしたが、小学3年生になるまでにその割合が35.87%へ急増していると報告されてます。

ひとつ目の質問です。斑鳩町の幼児や児童・生徒の視力検査の方法や結果について、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 斑鳩町の幼児や児童・生徒の視力検査の方法及び結果についてのご質問でございます。

人の視機能は眼球や脳の発達に伴って3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃に生涯の視力が決まると言われております。そのため、遠視や乱視などの屈折異常があった場合には、可能な限り早期に治療を開始し視力を高めることが重要となります。

本町におきましては、母子保健法に基づき視力検査が可能となる年齢の3歳児健康診査時にランドルト環といわれるアルファベットのC字型の指標を用いて視力が0.5以上あるか測定し、また、令和4年度からは視力の発達の遅れの原因となる屈折異常がないかをスポットビジョンクリーナーといわれる屈折検査機器を導入して検査し、異常の早期発見・早期治療につなげております。

令和6年度に実施いたしました本町における3歳児健康診査におきまして、12.6%に当たる29人の幼児が医療機関での精密検査の対象となり、そのうち12人が屈折異常等で治療を開始し、3人が医療機関での経過観察となり、14人は治療の必要性がございませんでした。

3歳児健康診査以降におきましても、学校保健安全法等に基づき、所属の保育園、幼稚園、小中学校がランドルト環を用いた視力検査や眼科医による健診等を継続的に実施し、必要に応じて受診勧奨を行い、子どもの目の健康管理に努めているところでございます。

議員が示されております学校保健統計における令和7年度の全国の結果では、裸眼視力が1.0未満の児童・生徒の割合は小学生が36.07%、中学生が59.35%で、本町におきましては小学生が31.09%、中学生が65.83%という結果でありました。全国と比較いたしますと、小学生では4.98ポイント低く、中学生では6.48ポイント高くなっている状況でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。専門家は視力低下の原因として、パソコンやゲーム機などタブレット端末の長時間使用や近距離での画面凝視、屋外活動の減少などを原因としてあげています。視力の低下を予防するため、タブレット端末を見る正しい姿勢や目の周りの筋肉を保護するアイケア体操を学習している学校もあります。

斑鳩町として、児童・生徒の視力低下を予防するための取組みについて、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦寿也君） おはようございます。子どもの視力低下を予防するための取組みに関するご質問でございます。

議員がご質問の児童生徒の視力低下につきましては、全国的にも重要な課題であると認識しております。国におきましても、子どもの目の健康を守るための環境づくりが求められており、文部科学省からは端末を使用する際には、画面から30cm以上、目を離すこと、30分に1回は20秒以上遠くを見ること、屋外で過ごす時間を確保することなどを示した啓発資料が示されているところでございます。

本町におきましても、こうした国の動向を踏まえ、各小中学校において保健だよりや掲示物を活用し、視力低下の予防に向けた生活習慣やデジタル機器の適切な使用方法についての啓発を行っております。また、目の体操に関する掲示や小学校の保健委員会活動による外遊びチャレンジの実施など、屋外で遠くを見る時間を確保するための環境づくりにも取り組んでおるところでございます。

さらに、視力低下の予防には家庭でのデジタル機器の使い方も大きく関わりますことから、保健だよりなどを通じて保護者に対し適切な使用方法についての啓発を行ってい

るところでございます。

今後も児童・生徒の目の健康の保持・増進に向け、学校と家庭が連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、目の健康を守る予防対策、よろしく願いいたします。

学年が低いほど近視の進行が早いと報告されています。また、近視に伴って網膜剥離や緑内障などの視覚障害が発症するリスクが上昇することが指摘されています。

近視の予防と初期段階での発見が極めて重要であり、一度、進行してしまうと視力の回復は難しい状況です。専門家は近視の初期段階での治療を始めれば視力の低下に歯止めがかかると示唆しています。

斑鳩町として、近視が判明した場合の取組みについてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦寿也君） 近視が判明した場合の取組みについてのご質問でございます。

学校における視力検査につきましては、児童生徒の見え方の状態を把握し、視力低下が疑われる場合には早期に医療機関での受診につなげる重要な機会でございます。

本町におきましては、視力検査の結果、裸眼視力または矯正視力が1.0未満となった児童・生徒の保護者に対して受診勧告書を通知し、眼科への受診を勧めておるところでございます。

また、受診勧告書の裏面には、学校医に相談した上で、なぜ受診が必要なのかを保護者の方が分かるように、視力検査の判定基準についてや、近視についての説明文と早期受診の必要性を示した説明文を掲載しております。

さらに、視力低下や近視等が疑われる児童・生徒につきましては、学習に支障が生じないよう必要に応じて教室内の座席についての配慮を行うなど、学校生活上の支援にも努めているところでございます。

今後におきましても、学校と家庭が一体となって子どもたちの視力低下を予防するための取組みを継続的に推進するとともに、視力低下や近視が疑われます児童・生徒に対しましては眼科医への受診勧奨と学校生活上におけるきめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、児童・生徒や保護者と一緒に

なり、早期に医療機関の受診をしていただき、きめ細やかな対応をよろしくお願いいたします。

次に、三つ目の質問です。障害者への就労支援について質問します。

障害がある人もない人も、働くことは働いて得た収入で自立して生活を維持・向上するために重要なことです。そして、仕事を通じて社会参加や能力の向上が図られ、生きがいや人間性を高めることにつながります。

障害者雇用促進法は、全ての国民が障害の有無にかかわらず個人として尊重されることが、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現、そして、障害者は経済活動を構成する労働者の一員として、本人の意思と能力を発揮して働くことができる機会を確保されることを目的としています。

ひとつ目の質問です。第7期斑鳩町障害福祉計画に、障害のある人が一般就労へ移行すること、また就労移行した人の職場への定着を促進するため、事業所や関係機関と連携・協力し支援を行いますとあります。

障害のある人の一般就労への移行、事業所・関係機関との連携協力について、斑鳩町が主体となって行った具体的な支援をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 障害のある人の一般就労への移行及び職場定着支援に関して、本町が主体となって実施いたしました具体的な支援内容についてのご質問でございます。

本町における就労支援の取組みといたしましては、障害のある学生が社会人として必要なスキルを習得し一般就労への移行を促進するため、特別支援学校の在校生を対象に職場体験の受け入れを行っております。

過去2年においては、令和6年度に3名、令和7年度に4名の受け入れを行い、ふれあい交流センターいきいきの里での受付、清掃業務や最終処分場でのごみの分別等の業務体験をしていただきました。これらの職場体験は、就労体験を通じて働くことへのやりがいを感じていただくとともに、その体験を自分の自信につなげ、家族や学校以外の新たな社会とつながる社会体験や、人間関係の構築にも寄与することから、大きな意義があるものと考えており、特別支援学校とも互いに協力しながら事業を実施しているものでございます。

また、就労を希望される方やそのご家族からの相談を受けた場合は、ご本人の就労に

向けた意向等をお聞きし、必要に応じて就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、就労定着支援などの障害福祉サービスの利用へつなげております。

本町といたしましては、引き続き、学校や庁内各課と密接に連携し、職場体験の受け入れ拡充に努めるとともに、サービス提供事業者や相談支援事業者等の関係機関とも連携しながら、障害のある人の一般就労への移行及び職場定着支援の充実を図ってまいり所存でございます。

○議長（中川靖広君） ２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、障害のある人に就労支援、よろしく願いいたします。

次に、障害者雇用促進法は、障害者本人の意思と能力を発揮して働くことができる機会を確保されることを目的として、障害者雇用率を定めています。

令和８年７月から法定雇用率が民間企業は現行の２．５％から２．７％に、国・地方公共団体・特殊法人は現行の２．８％から３％に、都道府県等の教育委員会は現行の２．７％から２．９％に引き上げられます。

斑鳩町内の民間の障害者雇用率と、斑鳩町役場の障害者雇用率と、官民障害者雇用率向上策について、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 本町内の民間企業及び本町役場の障害者雇用率の現状、並びに官民における雇用率向上策についてのご質問でございます。

私からは民間企業の障害者雇用率の現状と官民における雇用率向上策について、お答えをさせていただきます。

民間企業の障害者雇用率につきましては、市町村単位での統計は取られておらず把握できておりませんが、奈良県全体の状況につきましては、令和７年１２月に奈良県労働局が発表した障害者雇用状況の集計結果によりますと、民間企業では法定雇用率２．５％に対して実雇用率２．９４％となっております。

今後、障害者雇用率を向上させるためには障害のある方の希望や障害特性、生活状況に応じて就労に向けた準備から職場定着までを支援していくことが重要であると考えております。

町といたしましては、先ほどの答弁でも申しましたとおり、就労を希望される方やそのご家族からの相談を受け、必要に応じて就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、就労定着支援などの障害福祉サービスの利用につなげるとともに、ハローワークや「なら

西和障害者就業支援センターライク」、相談支援事業所、福祉サービス事業所等と連携をし、本人に合った働き方や支援につなげるよう努めております。

今後も関係機関と連携しながら、障害のある方が地域で安心して就労することができるよう支援してまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） おはようございます。続きまして、私からは斑鳩町役場の障害者雇用率の現状について、お答えをいたします。

斑鳩町役場における直近の実績となります令和7年度の障害者雇用率は2.4%となっており、僅かに法定雇用率を下回っておりますが、制度上、法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者雇用者数は充足しているところでございます。

しかしながら、本年7月1日から法定雇用率が3.0%に引き上げられますことから、障害者を対象とした職員採用試験の実施等、積極的な障害者雇用の促進に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、障害者雇用の推進よろしくお願いいたします。

次に、障害者就労支援事業所等で就労する障害者の経済面の充実を進めるため、国や地方公共団体が物品やサービスを調達する際、障害者就労支援事業所等から優先的に購入することを推進するとされています。

斑鳩町の優先調達目標額と優先調達額の推移、優先調達額の増額対策についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 障害者就労施設等からの物品やサービスの優先調達に関し、本町の調達目標額と調達実績の推移、並びに調達額の増額対策についてのご質問でございます。

平成25年4月に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が施行」されました。この法律は、障害者就労施設等で製作される授産品等の物品の受注機会を確保し、障害者の経済面における自立を促進することを目的としております。

本町では、この法律の趣旨に基づき、斑鳩町障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しており、毎年、調達目標額と調達実績についての公表をしております。

調達目標額と調達実績の推移ですが、令和５年度では目標額７５万円に対して実績額３６万２千、６２２円、令和６年度では目標額３００万円に対して実績額３５万４千、４６０円、令和７年度では目標額３２０万円に対して実績額３２万１千、８５５円と、目標額を達成しております。

また、令和５年度からは優先調達をさらに推進するため、役場内で斑鳩町障害者優先調達推進委員会を組織し、各課に調達可能な物品や役務の情報提供を行うとともに、取り組みを進めることの必要性についての共有を行っております。

本町といたしましては、今後も調達目標額の段階的な引上げを検討するとともに、関係施設との連携をより一層強化し、障害者就労施設等の経営基盤の安定化及び障害者の就労環境の向上に努めてまいります。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。引き続き、優先調達額の増額、よろしくお願いいたします。

次に、最近、物価上昇や生活コスト増加の対応などにより、給与水準が上昇してきています。一般就労が困難である人には、福祉的就労の場における工賃が支払われております。一般就労が困難である人が地域で自立した生活を送るため、工賃水準の向上を図ることが必要であります。

奈良県では、奈良県工賃向上計画を策定して官民で一体となって工賃向上を目指すとしています。障害者就労支援事業所等の工賃向上をするため、工賃向上目標の設定など、斑鳩町の障害者工賃向上対策についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君）　物価上昇や生活コスト増加への対応に伴う工賃水準の向上に関し、本町の障害者就労支援事業所等における工賃向上対策についてのご質問でございます。

奈良県では奈良県工賃向上計画を策定し、官民が一体となって工賃向上を目指す取り組みを推進しております。

本町といたしましては、奈良県が推進する工賃向上計画と連携しつつ、先にご質問いただきました優先調達の推進により受注機会を拡大するとともに、契約の単価が妥当であるか、必要に応じて確認してまいりたいと考えております。

また、事業所の活動や授産品等の周知を行うなど、販路の拡大等の支援を行い、障害のある人が安心して働き、自立した生活を送ることができる環境づくりに取り組んでま

いりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、障害者の就労を支援していただき、障害者の自立、生活の維持向上、社会参加などを推進お願いいたします。

次に、四つ目の質問です。自治会の持続可能な活動への支援についてお尋ねします。

自治会は安全で安心して住みやすい地域を築くため重要な役割を担っています。

ひとつとして、地域コミュニティの中心として、老人会、婦人会、子ども会、自主防災組織など各団体と連携して地域の活性化や課題の解決への取り組み。

二つとして、防犯パトロール、防犯灯の管理、高齢者や子どもの見守り活動など、防犯や犯罪の抑制など安全安心な地域づくり。

三つとして、公園の管理、地域の清掃、ごみ集積所の管理などの取り組み。

四つとして、行政からの情報伝達、地域の要望を行政に届ける役割、補助金申請の窓口など、行政との橋渡しとしての取り組みなどです。

しかし、高齢化、核家族化、住民の価値観やライフスタイルの多様化、社会環境の変化などにより、自治会への加入率は低下し、地域における人と人とのつながりが弱まっています。斑鳩町の自治会加入率の推移についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） 自治会加入率の推移についてのご質問でございます。

初めに、直近となります令和7年度の本町の自治会加入率は59.9%となっております。続きまして、5年前となります令和3年度は67.4%、10年前となります平成28年度は72.9%となっております。

このことから、この10年間で自治会加入率は13ポイント減少している状況となっております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。住民が住みやすい地域にしていくためには、自治会はなくてはならないもので、持続可能な組織にしていかなければならないと思います。

斑鳩町として、自治会はどのような存在かをお尋ねします。また、自治会に対する基本的な考え、自治会の現状をどのように捉えているか、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） 町における自治会に対する基本的な考え、また、現状の認識

についてのご質問でございます。

まず、自治会が果たされている社会的役割につきましては、質問者が先ほど述べられましたとおり、防災・防犯活動やごみの集積所の管理、さらには住民同士の親睦など多岐にわたります。これらは地域の安全・安心な暮らしを守るための極めて重要な基盤であり、地域コミュニティの核としての役割を果たしていただいているものと認識しております。

また、行政の手が届きにくい細やかな住民サービスを補完していただいている役割は非常に大きく、地域自治の根幹をなす組織であると深く感謝を申しあげるものでございます。

このため先ほど答弁いたしましたとおり、自治会加入率の低下に歯止めがかからない現状につきましては、町といたしましても大きな課題であると捉えております。

自治会加入率低下の要因は少子高齢化や核家族化の進行、さらには労働者の高年齢化やライフスタイルの多様化などを背景として、新たな加入者が減少する状況と脱会者が増加する状況が相まって続いていることがあげられます。

加えて、役員の担い手不足や従来の活動手法と現代の生活リズムの乖離など、自治会におきましては持続可能な組織運営に向けて様々な課題があるものと分析しております。

こうした状況を踏まえ、町といたしましては自治会の自主性を尊重することを前提としつつ、各種補助制度の充実や自治会の手引きの作成・配布に加え、自治会連合会活動を通じた先進事例の共有や各自治会間の連携促進など、事務負担の軽減や活動支援、加入促進のための周知・啓発など継続してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。高齢化、核家族化、住民の価値観やライフスタイルの多様化、社会環境の変化などにより自治会の加入率は低下しています。定年年齢の引上げや再雇用などで自治会役員として活動できる方も少なくなってきています。

自治会役員の負担軽減や利便性向上、柔軟で多様な連携が可能な自治会にするためには、デジタル技術を活用して住民同士の情報交換の場の創設や、持ち回り回覧板を電子回覧板などに移行するなど、自治会のデジタル化を進める必要があると思います。

斑鳩町としてデジタル回覧板のアプリの導入を希望する自治会への提供など、デジタル技術を活用しての地域コミュニティの再構築の支援について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） デジタル回覧板をはじめとする自治会におけるデジタル技術の活用についてのご質問でございます。

コロナ禍を経まして社会全体でデジタル化が急速に進展する中、自治会活動におきましても電子回覧板の導入など、デジタル化を進めることで情報共有の迅速化・効率化が図られ、自治会の事務負担の軽減につながるものと考えております。

全国的には、身近なツールでありますLINEアプリ等を活用し、回覧板のみならずスケジュール共有、キャッシュレス集金、世帯名簿管理など、多岐にわたる事務のデジタル化に取り組む自治会もございます。

一方で、デジタル化の推進にあたっては、会員の皆様におけるICT機器の習熟度に差異がございますことを踏まえ、自治会内での丁寧な合意形成が不可欠であります。

町といたしましては、デジタル化の導入を検討される自治会からご相談をいただきました際には、技術的・環境的な助言を行うとともに、伴走型のサポートを通じて各自治会の実情にあわせた導入を支援してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。デジタル化の導入を検討されている自治会からの相談には、伴走型のサポート、自治会の実情にあわせた導入の支援、よろしくお願いいたします。

次に、集会所は自治会や地域コミュニティにとって基本となるものです。しかし、斑鳩町の集会所は30年以上経過したものが多く、近いうちに建て替えが必要になってきています。斑鳩町では、建て替えの場合の補助基準は実際に要する費用の額の3分の2以内の額とし2,500万円を限度としています。建築資材や人件費が高騰しているため、建て替え費用が大きな負担となっており、物価に変動した補助金制度が必要であると思います。物価変動に対応した補助金制度について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） 質問者が述べられましたように、集会所は地域コミュニティの維持発展において欠かすことのできない重要な拠点であると考えてございます。

こうした中、この10年間で建築単価が4割程度上昇しており、集会所の新築や建て替えに際しては自治会の皆様に多大な経済的負担が生じるものと認識いたしております。

このような社会情勢の変化を踏まえまして、本町では昨年、令和7年度に地域集会所施設整備費等補助金制度の拡充を行い、集会所新築等に係る補助単価及び上限額の見直

しを実施いたしました。

その補助率は、対象経費の3分の2以内で最大2,500万円、また、延べ面積が300平方メートル以上である場合の補助率は、5分の4以内で最大1億円を上限としており、近隣市町村の制度と比較いたしましても手厚い支援内容であると考えているところでございます。

現時点におきましては、直ちにさらなる制度の見直しを行う予定はございませんが、今後も建築コストや近隣自治体の動向、さらには自治会の皆様からのご相談、ご意見をしっかり把握させていただきながら、より実効性の高い補助制度の運用に努めてまいります。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。自治会に対して実効性のある補助制度の運用、よろしくお願いいたします。

自治会の加入率が、平成28年度から令和7年度までの10年間で13ポイント減少して、令和7年度は自治会加入率が59.9%になっています。このまま推移しますと、10年後には非自治会員のほうが多数になる可能性もあります。ますます地域の自治は厳しい状況になることが予想されますので、より一層、自治会に寄り添った支援をお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

1点目は、生活応援券の生活保護収入認定問題への対応についてです。

今年の3月頃に発覚したのですが、県の中和福祉事務所が県下の各自治体が発行している地域振興券、当町では生活応援券ですが、これに対して8,000円を超える分は収入認定し、その分を生活保護費から差し引こうとしているということが分かりました。

私が直接、住民さんから相談を受けたわけではありませんが、北葛城郡で元県会議員をされていた私の知り合いが、生活保護受給世帯の方からこういう相談があったが、そんなのはおかしいということをSNSで発信されていたのを見たからです。

物価高騰で苦しんでいる住民に対して、国の交付金を活用して自治体が行っている支援を、それも生活が困難な生活保護の方の給付を減らすようなことをなぜ県がやろうと

するのか、非常にびっくりしましたが、斑鳩町でも同様の実態があるのか、すぐに町の担当課に確認に行きました。

しかし、担当課のほうでも、どうもそんな話は知らないようでしたので、中和福祉事務所に確認をしてほしいということを担当課にはお願いしました。

そして、その返事を待っている間にも他の自治体の状況について調べると、中和福祉事務所が生活保護受給者に対し地域振興券で8,000円を超えた分は収入認定するよう国から通知があり、その分を今年6月、7月の2か月分に分けて収入認定するという通知をつくって配ろうとしているということがわかりました。

これはいけないということで、私は我が党の議員に情報共有をし、それぞれの市町村を通じて、また県会議員は直接、県に対して事実確認と、今回の収入認定するという行為に対して撤回を求める声をあげるとともに、辰巳孝太郎、我が党の衆議院議員を通じて国に対して今回の事態について問合せ等を行っています。

そうした流れの中で、新たな事実が確認できたところではありますが、最終的に8,000円を超える部分については収入認定されるのかされないのか、いまだに情報がありません。そうしたことから、今回の件についてはきちんと質問で事実関係を確認させていただきたいと思い、質問にあげさせていただきました。

それではまず1点目ですが、今回、国から通知があつてこのような対応をする方針であることがわかりましたが、なぜ今回、急に収入認定すると言い出したのか、これまでもいわゆる地域振興券が発行され、1人8,000円を超えて支給されてきた実態があったが、そのときには生活保護世帯に対し収入認定するなんてことはなかったと思います。なぜ今回、中和福祉事務所は急にこんなことを言い出したのか、町のほうから確認をしていただいていると思いますので、答弁をお願いします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 生活応援券の生活保護制度上の取扱いについてのご質問でございます。

自治体が実施いたします給付金やクーポン等に関する生活保護費の収入認定につきましては、厚生労働省がその取扱いを通知等で示され、それに基づき対応されているものでございます。

斑鳩町の生活保護に関する事務を取り扱う中和福祉事務所にお聞きしたところ、今回の重点支援地方交付金を活用した生活応援券の取扱いにつきましては、令和7年12月17日付の厚生労働省の通知により、支給対象者1人につき8,000円以内の額、こ

れは月額でございます、について、収入として認定しない取扱いとすること、という処理基準が示されているとのことでございます。

ただし、額の範囲について、これにより難しい場合は、厚生労働大臣に情報提供することとされていることから、奈良県中和福祉事務所においても直ちに収入認定する取扱いは行わず、県において各市町村や福祉事務所の状況を取りまとめ、国と協議を行っているというところと聞いておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 現在、協議中ということですが、令和7年12月の通達ですかね、8,000円以内については除外ということですが、これまでも質問の中で言いましたが、地域振興券、生活応援券ですね、1万円とかそれ以上の金額を発行してきましたけども、これまではそんな話は一切、出てこなかったんですけど、何で今回、国はこういう取扱いをするという通知を出したんでしょうか、わかりますか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 今、議員がおっしゃいました理由につきましては、奈良県中和福祉事務所のほうに確認いたしましたところ、臨時的な交付金を活用して実施する給付金やクーポン券の事業については、国からその都度、生活保護制度上の取扱いが示されており、その通知に基づき対応を行ってきたとのことでございます。

町が令和3年度以降に発行いたしました生活応援券は、支給対象者1人につき8,000円以内の額であったことから収入として認定しないとされておりましたが、今回の生活応援券は65歳以上の方は1人当たり1万5,000円、それ以外の方は1人当たり1万円と8,000円を超えていることから、国の通知に基づき収入認定の取扱いについて、国と協議を行っているところと聞いております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。そうしたら、例えば他町で8,000円を超えて出しているところはそれを適用されてきたということで、たまたま斑鳩町ではそれがなかったということで理解してよろしいですね。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 他町での詳細な状況については確認はしておらないんですが、制度上で行きますと8,000円を超えた分について、その超えた分はその時々の物価上昇でありますとか、いろいろな生活に必要なだと協議を行っていることも想定されます。その上で、厚生労働省が、これは収入認定には該当しない環境であると判断した

場合はしてないと思いますし、そこは具体的な情報は掴んでいないところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。

では次にですね、部長のほうでも紹介していただきましたけども、厚生労働省に情報提供して、特例的な取扱いの承認を受けることで生活保護利用者の収入認定を除外することが可能であるということで、これについては私のほうも把握をしていたんですが、現在、国のほうと協議を中和福祉事務所もしているということなんですが、それは8,000円を超えた分は収入認定しない方向で協議をしているのか、その方向性、以前から確認をしてるんですけど、結局結論がどうなったのかというのがわからない状況の中で、非常に保護受給者の方も不安になっておられるんですが、これはこういった方向で協議をしているというのは把握はされているんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 今回の重点支援地方交付金を活用した生活応援券の支給について、斑鳩町だけではなく全国かなりの自治体におきまして8,000円を超えているところもございます。

昨今のイラン情勢等様々な状況があって、今のこの現時点で各自治体は斑鳩町も含めてですけれども、これを収入認定にはしてほしくないということで、それぞれ斑鳩町であれば中和福祉事務所とも、担当課レベルですけど話をしまして、県のほうを通じて国のほうへそれを伝えていただいているところがございますので、する方向、しない方向というのではなくて、これを収入認定してほしくないということで申請というか情報提供させていただいておりますので、それで現在、国のほうで協議されているものと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） きちんと手続きを踏んで情報提供すれば、収入認定しないと厚生労働省がはっきり言ってますので、ぜひその方向で町のほうとしても必要な手続きを行っていただいて、中和福祉事務所を通じてになるんでしょうけど、きちっと国のほうと協議をしていただきたいと思いますし、また結果がわかったらぜひ報告をいただきたいと思いますので、お願いをしておきます。それでは1点目につきましては、以上で終わっておきます。

次に2点目です。2点目は、JR法隆寺駅無人化問題ということで書かせていただきました。いきなり法隆寺駅の無人化と聞くとびっくりされる方もおられるかと思います

が、実際に私は迫ってきている問題だというふうに認識をしています。ＪＲは表だって駅の無人化という言葉は決して使いませんが、以前から採算が取れない路線や駅を廃止したり、人件費を削減するため駅に人員を配置しないという運営を行ってきており、全国的に問題になっています。

また、さらに最近はみどりの窓口を統合・廃止したり、駅の窓口の縮小・閉鎖を行うなど、どんどんと人員配置を減らしてきています。

そして、いよいよ法隆寺駅を含む大和路線、ＪＲ関西本線にもこの流れがやってきたのではないかとと思われる出来事がありました。ＪＲの平城山駅が４月１日から無人化されたとのことです。しかもそのことが周知されたのが３月３１日で、駅周辺自治会では、明日からＪＲ平城山駅には駅員がいなくなるという内容が回覧板を通じて知らされたとのことで、周辺住民もびっくりすると同時に、こんな大事なことを事前に住民の意見も聞かずに決めたことにお怒りであったとの話を奈良市の議員から聞きました。

また、駅の人員配置を変更することについて、ＪＲは地元の自治体の担当課にＪＲの方針を伝えに来たそうですが、担当課のほうも突然のことで十分な対応ができず、そのまま了承してしまったようであるとの話もお聞きしました。

こうした状況をお聞きし、はっきりといつになるか分かりませんが、法隆寺駅にも無人化の話がＪＲのほうからいつ来てもおかしくないというふうに考え、いざその話が来たときに町としてただただ了承するというようなことにならないよう、事前に問題提起をし、また問題意識を共有し、住民にとってできるだけ不利にならないような対応をできるようにしたいという思いから、今回、質問にあげさせていただきました。

それでは、まず１点目、ＪＲ法隆寺駅が無人化された場合、住民にはどのような影響が出ると考えられるか、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） ＪＲ法隆寺駅が無人化された場合の住民の方に及ぼす影響に関するご質問でございます。

駅員が不在になることによる影響といたしまして、利便性や安全・安心という観点から課題が生じるものと認識をしております。

初めに、利便性の観点でございます。切符購入や運賃精算、乗り越し精算等の機器の操作方法に関する不明点や各種問合せに対し、駅窓口での対面による案内が受けられなくなります。また、障害のある方や車椅子利用者、高齢者の方など、その場で困り事が生じた場合に、即座にサポートを受けることができず円滑な駅の利用に不安をもたらす

懸念がございます。

次に、安全・安心の観点でございます。駅構内で急病人が発生した際や事故等の緊急事態に直面した際、現場に駅員が不在であることは初期対応の遅れにつながるものが懸念をされます。また、防犯面におきましては駅員の配置は防犯上の大きな抑止力となっております。

無人化によりまして、駅構内の人的な見守り機能が低下することでトラブルへの即応対応が弱まり、利用者が不安を感じるといった懸念があるものと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、いろいろ例をあげて言っていただきましたけども、そのように住民にとって不利益になる、特に、社会的に立場が弱い障害をお持ちの方や高齢者の皆さんなどに、そうしたしわ寄せがいくんじゃないかなというふうに思っています。

全国的な例を見るとですね、例えば、大分県などでは車椅子利用者や視覚障害者の方々6人が、駅の無人化で移動の自由が制限されたなどとしてJR九州を相手に損害賠償を求め訴訟を起こしています。地裁の判決では残念な結果であったとのことですが、引き続き、控訴して戦いを続けるとの意思表示をされています。

さらに、先ほど部長がおっしゃっていただいたことのさらに同様なことになろうかと思いますが、障害をお持ちの方や高齢者などは機械の操作を求められても対応が難しく、駅を利用するのが困難になってしまうのが目に見えていたりですね、そもそも視覚障害者の方なんかは、機械で対応してますといっても見ることはできないので、やはり介助の方がいないとやり取りができないということになろうかと思いますが、駅に人がいなくなるというのは非常に住民にとって不利益になるものであるというふうに考えます。

そこで2点目なんですけれども、現時点でJRのほうから、法隆寺駅の人員配置を変更するとの話は聞いているのでしょうか。また、もしそのような話があった場合に町としてどのように対応しようと考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） 初めに、ご質問の法隆寺駅への人員配置の変更に関しましては、現在のところ町におきましてそのような話は受けていない状況でございます。

次に、法隆寺駅の無人化に関する話があった場合の町の対応でございます。

JRの経営方針に関わる事項でございますので、町が直接、決定をすることはできませんけれども、駅の無人化につきましては先ほど答弁いたしましたとおり、住民生活に

直結する影響がございます。このことから無人化等の話があった際には、駅員配置の継続を求めることはもとより、無人化が避けられない場合におきましても代替サービスの導入など、利用者の利便性と安全また安心を確保するための代替手段の確保につきまして、お願いをしまいたいとそうように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 運営してるのはJRなので、決定権はJRのほうにあるというふうに思うんですけども、今、部長のほうでおっしゃっていただいたように、基本的にはやはり配置の継続を求めるということが大事であると思いますし、最終的にそういう決定になってしまっても、できるだけやはり対応できるような形を求めていただくというのは非常に大事だというふうに思います。

今、具体的に現実的にそういう話があるわけではないのでこれから先を想定しての話なんですけども、JRからもしそのような話があった場合ですね、やはりすぐ返事をするのではなくて慎重に対応したいということでちょっと時間を取っていただいて、できるのであれば議会のほうに報告、相談いただきたいというふうに思うんです。

ネットのニュースを見た限りなんですけども、福井県のほうで同様の、無人化だけじゃなくて路線の変更の話とかも含まれてなんですけども、県議会のほうでJR西日本の方針などを、これ県が説明して、議員の意見を聞いた上でJRと協議の場を設けているそうで、JRのほうもその意見を受けて、可能なものは見直すという回答をしているという記事があって、詳細は把握してないんですけども、ということがあったので、決して一方的にもう決定事項を伝えるということではないのかなと、協議の余地はあるというふうに思いますので、議会のほうにぜひ報告、相談いただきたいのと、あと住民説明会を開くように、ぜひ求めていただきたいというふうに思うんです。

近隣の住民さんも、決定してからそうなりますよと伝えられるよりも、やはりどういうふうに利用していてどういうふうに困るのかというのを、きちんとJRのほうに把握していただくということも大事だと思いますし、その意見を聞くこと自体はJRにとってもプラスになるというふうに思いますので、町のほうからぜひ求めていただきたいなということを2点要望しておきたいと思います。今回は問題提起ということで質問させていただきましたので、このことを要望しまして、この質問については終わっておきます。

そしたら次、3点目の質問に移ります。3点目は、ウォーターPPPについてということです。

ウォーターＰＰＰと言われても何のことか分からないと思いますが、パブリック・プライベート・パートナーシップということで、行政と民間企業が協力して上下水道や工業用水道の運営管理を行う官民連携方式のことです。

ウォーターＰＰＰは、自治体が従来行っていた上下水道事業に対して民間の資金や技術力を活用し効率化や持続性の向上を図る仕組みであり、特に注目されているのが、コンセッション方式で、施設の所有権は行政が保持しつつ運営権を一定期間、民間に委ねる形態のことです。

国は上下水道をできるだけ一体的に管理運営するということを考えているようですが、斑鳩町の場合は水道事業はすでに奈良県広域水道企業団のほうに移管しているので、今回の質問でいうと、具体的には町の下水道事業の運営管理についてということになるのかと思います。

内閣府のホームページを見ますと、令和４年から令和１３年の１０年間において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式を、公共施設等運営事業とあわせてウォーターＰＰＰとして導入拡大を図ると書かれています。政府が、各自治体等に上下水道の運営管理について民間委託を進めようとしているとも取れる内容となっていることから、私は町の下水道事業が民間委託されるのではないかとということを非常に警戒しています。

その一方でですね、ウォーターＰＰＰを導入しないと国の補助金が使えなくなるという話もあり、このウォーターＰＰＰというのがどういう制度で、当町にとってどのような影響があるのか、また、町にとってどんな選択肢があるのかという点も含めて確認をさせていただこうと考え、今回、質問にあげさせていただきました。

では、まず１点目の制度の目的、内容について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） ウォーターＰＰＰ制度の目的、また内容に関するご質問でございます。

ただいま議員のほうからもご紹介いただきましたけれども、ウォーターＰＰＰにつきましては、行政と民間企業が協力をして取り組む官民連携の仕組みでございます。民間の経営ノウハウや技術力を活用いたしまして、施設の維持管理と更新を一体的かつ長期的に進めることで、安全で持続可能な水インフラを将来にわたって確保することを目的としております。また、現在、国が導入拡大を推進をしているというものでございます。

その背景でございますが、全国の自治体それに共通する三つの大きな課題がございます。

す。ひとつ目は、高度経済成長期以降に整備をされました管路また処理施設の老朽化、二つ目は、職員減少に伴う専門技術の継承、三つ目は、人口減少による使用料収入の減少など財源の制約がございます。

これらの課題に対応し、持続可能な事業運営を図ることを目的とした仕組みがウォーターＰＰＰでございます。

議員もおっしゃっていただきましたけれども、国におきましては令和９年度以降、汚水管の改築に係ります国費支援につきまして、ウォーターＰＰＰの導入決定を要件化する方針を示しており、管路更新を予定している自治体にとりましては適切な対応が求められる状況とそのようなっております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） １２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君） では２点目ですけれども、この制度のメリット・デメリットについて、お尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） ウォーターＰＰＰのメリットとデメリットに関するご質問でございます。

ウォーターＰＰＰのメリットといたしましては、民間の技術やノウハウの活用による業務の質の向上、長期契約による計画的・効率的な事業運営、また国費支援の確保につながるなどがあげられます。

一方で、本町が導入を検討する上での課題でございます。まず、本町の下水道事業では規模が小さく町単独での導入では民間事業者の参画を得られにくい面があるものと考えております。

また、事業者選定や契約に先立つ導入可能性調査、また、事業開始後に実施内容が要求水準を達成しているかを確認する作業には高度な専門性が求められますことから、限られた職員体制で対応することの難しさもございます。

さらに、原則１０年という長期契約となりますことから、物価変動や災害対応などのリスク、住民不安や住民サービスへの影響について十分な検討が必要となってまいります。

加えまして、導入実績が限定的であり、その効果やリスクを見通しにくい状況となっており、これらの課題についても慎重に見極めていく必要があるものと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） １２番、木澤議員。

○ 1 2 番（木澤正男君） 町にとってメリットになる部分も考えられれば、デメリットの部分も今、聞いていたら大きいのかなというふうに思いました。

部長がおっしゃっていただいたように、やはり住民にとってどういう影響があるのかというのを中心に問題を考えていくべきかなというふうに思いますが、今後ですね、3点目ですけども、今後、国から導入を求められた際に町としてどのように対応を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） 本町の下水道事業につきましては平成4年に整備に着手し、平成17年に供用を開始をしております。

供用開始からの経過年数が比較的短く、管路の法定耐用年数である50年を踏まえますと、本格的な更新時期を迎えますのは相当程度先になるものと見込まれるところでございます。

本町といたしましては、国・県や他の自治体の動向を引き続き注視いたしますとともに、流域処理区ごとの広域連携化、また、近隣市町村との連携の可能性なども含めまして調査研究をし、慎重に検討してまいりたいと考えております。

当面は、計画的な管路の維持管理に努めますとともに、将来の更新時期を見据えた中長期的な視点に立ち、町民の皆様にとって最も有益で持続可能な事業運営の在り方につきまして確認をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○ 1 2 番（木澤正男君） 斑鳩町は先ほど齋藤議員からも質問もありましたけど、取り組んできたのが比較的隣と比べると遅かったということで、更新にかかるのはもうまだ先であるということなので、今すぐこのウォーターPPPにどう対応するかということを追われているわけではないというふうに認識をしましたが、国は10年という期限を区切ってこの制度を進めようとしていますが、私が心配しているのが、国の補助金を今後ちゃんと使えるのかなということなんです。

今の話を聞くと、すぐにウォーターPPP、別に導入してやりますということにはならないと思うんですけど、斑鳩町がまだ整備も終わってないので、今後、整備を進めていく上で、今は国の補助金を取ってやっていますが、それが今後も継続して取れるのかどうかという点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） 今現在、国のほうから示されておりますのが、污水管等

の改築に係る国費支援につきましては、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除いて、ウォーターＰＰＰ導入を決定済みであることを令和９年度以降に要件化していくといったような方針が示されているところでございます。

つまりは新規の下水管の埋設に関しましては、引き続き、国費を受けていけるものというふうに認識をしております。その更新が発生する際には、もしこの国が今示しております方針がそのまま制度として導入されましたら、当町にとっても課題になってくるものというふうに現時点では考えております。

○議長（中川靖広君） １２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君） 町の今やっている事業にとってすぐ困るものではないということですね。

今後、事業を進めていく中でこの制度がどうなっていくのか、また国の姿勢がどうなっていくのかというのは注視していただく必要があるかと思いますが、当面この制度が導入されてすぐに民間委託されることはないというふうに理解をしておきます。

また、下水道の運営や整備のことにつきましては、９月に決算委員会がありますのでそちらのほうに私が入ればですけども、またその中でいろいろ議論させていただきたいと思いますので、今回についてはこの質問は以上で終わっておきます。

そしたら次、４点目の質問に移ります。

４点目は、小・中学校の学級編制と教員、事務職員の配置についてです。

改正義務教育標準法が国会で成立し、今年の４月１日から施行されました。その内容は公立中学校の学級上限を４０人から３５人に引き下げ、教職員定数の基準を見直すというものです。この改正は、全ての子どもによりよい教育を提供するため、学校現場の働き方改革を進め、教職の魅力向上と優れた人材確保を目的としています。また、小学校で３５人学級が完成したことを踏まえ、中学校でも同規模の学級で学べる体制を整備することが狙いとされています。

主な改正内容としては４点ありまして、ひとつとして、２０２６年度に中学１年生から導入し、２０２８年度までに全学年で３５人学級を実施すること、二つとして、養護教諭の複数配置として、小・中学校での算定基準を引き下げ、複数配置を拡充するとなっています。３点目として、共同学校事務室の事務職員定数として複数の学校事務を統括する職員の算定基準を新設するとなっています。４つ目として、教職員定数の基準見直しとして、学級規模の引き下げに伴い、教員数算定の係数を改善し基礎定数を増加させる措置が盛り込まれています。

そして、これらの４点に対して経過措置として、改正法附則に基づき２０２６年度から２０２７年度にかけて、段階的に学級規模や教職員定数を適用する政令が制定されるとなっています。このようにクラス編制等について新たな法律が制定され基準が示されたところです。

これらの法改正を受けてですね、まず当町の現状とこの示された基準との比較についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦寿也君） 小中学校の学級編制と教職員の配置状況に関するご質問でございます。

先ほど、木澤議員がご説明いただいた内容と重複するところがございますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が令和８年４月１日に改正施行され、今年度から公立の中学校において国の学級編制の標準を中学校第一学年で１学級当たり４０人から３５人とし、令和９年度には第２学年まで、令和１０年度には全学年へと段階的に引き下げる内容となっております。

なお、本町におきましては、すでに国に先行して少人数学級編制を実施しており、平成２８年度から中学校の全ての学年において１学級３５人としているところでございます。

小学校につきましては、国の学級編制の標準が全学年で３５人となっております中、本町では第１学年及び第２学年では１学級３０人、第３学年から第６学年において１学級３５人としている状況でございます。

また、きめ細やかな指導の充実を図るため、１学級当たりの平均児童・生徒数に係る加配を実施しておるところでございます。具体的には小学校第３学年から第６学年まで、及び中学校の全学年におきまして１学級当たりの平均児童・生徒数が３０人を超える学年が３年以上ある場合には２人、２学年以下の場合は１人の教員を加配しておる状況でございます。あわせて、特別支援教育の充実を図るため、各小学校に教員２名を加配しているところでございます。

なお、中学校におきましては、県及び町が実施する少人数学級編制に係ります加配教員に加え、教科担当職員の補充といたしまして１名の教員を加配しているところでございます。

次に、教職員定数の標準についてでございますが、養護教諭並びに養護助教諭を２名

配置できる算定基準が小学校は児童数 851 人から 801 人に、中学校は生徒数 801 人から 751 人に緩和をされたところでございます。

なお、本町におきましては算定基準に影響を受けないことからですね、引き続き、各校に県費の教員を 1 名ずつ配置している状況でございます。

○議長（中川靖広君） 12 番、木澤議員。

○12 番（木澤正男君） 今、新たに示された基準に対して等の現状の報告をしていただきました。

以前から斑鳩町は少人数学級編制であったり少人数授業ということで、国の基準よりも充実した基準で編制を進めてきていただいているということは理解をしておりますし評価もさせていただいております。

私は、以前から、さらに充実した基準として、国のほうが 35 人学級の基準を示すのであれば、町としては 30 人学級を目指してほしいということを申しあげてきました。

実際に教員の確保が難しいということで、現時点でそれが実現されているわけではないですが、町としてどういう目標を持っていくのかということも併せましてですね、2 点目のほうで、学級編制と教員、これ事務職員の配置についても今回改正があって基準が示されているので、それについてもお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦寿也君） 学級編制と教職員の充実に関するご質問でございます。

現在、町独自の少人数学級編制基準を実施しており、各学校の校長が学校の実情に応じまして、教科により少人数の学級集団を編制して授業を行う指導や、授業を行う担当教員が協力して児童・生徒の習熟度を見ながら指導や助言を行う少人数指導は、より効果が得られると判断した場合には、少人数学級編制に変えまして少人数指導を実施することも可能としております。

しかし、町独自の少人数学級編制のさらなる充実を図ることにつきましては、町において教職員を任用する必要がありますが、全国的に教職員の人材確保が難しい状況となっており、斑鳩町におきましても同様の状況でございます。

このことから、町といたしましては引き続き、国の動向を注視しながら少人数指導の実施や 1 学級当たりの平均児童数に係ります加配など、一人ひとりへのきめ細やかな教育を継続してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12 番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 前回いただいた答弁と一緒にかなと。決して低い基準ではないので、それを責めるわけではないんですけども、やはりですね、以前は30人学級を小・中学校全学年クラスで実現しようとして、かなりのところまで進んでいたという状況もあって、それからすると後退していると言わざるを得ないということで、それを目当てに他町から引っ越してこられた方、保護者の方もいらっしゃって非常に残念だということをおっしゃっていましたので、やはりそれを目指してほしいなというふうに思うんです。

ただ、現実問題として、やはり教職員の確保が難しいということは承知をしていますので、それに対して町だけで改善していくのは難しいので、国・県にも働きかけてですね、きちんと教員の確保ができるようにしていただきたいというふうに思いますが、今回、国のほうで法改正があってですね、中学校も35人学級編制にしましょうよということで、当然、教員の数が増える、必要になる数が増えるので、それをどう確保するのかという点について、国は何かその方策を示しているんでしょうか。把握はされているんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） この件については私のほうから回答させていただきます。

国のほうから、今、議員からご質問にありますような具体的な策というのは特にございません。しかしながら、奈良県として教育委員長会のほうで、これ全国のほうでも報告をさせてもらってるんですが、今取り組んでいる中身としましたら、特に斑鳩町が取り組んでいる中身としましたら、まず教師になりたいという子どもたちを増やす。ちょっと先の長い話か分からないんですけども、魅力ある授業をして、この先生のような教師になりたいというような子どもたちを増やしていく。

もう一点は、教育実習生が結構おりますので、斑鳩町出身の教育実習生が結構います。その教育実習生の方々が幼稚園・小学校・中学校に毎年来ますので、その子どもたちに対して教育の魅力を語っていると。もうひとつは懸念するのは、新聞紙上等でも、教師はブラック企業であるというような、魅力がないというような見出しの文章が出るんですけども、教師は魅力のある仕事です。これは教師自身がやはり機会があることに教師は魅力ある仕事だということを発信していくべきだと思っています。そういった環境を整えるのが教育委員会の仕事であると同時に、やはり働き方改革です。

働き方改革のところで先生方が本当に心の底から魅力ある仕事だと言えるような環境をつくっていくのが我々の仕事であるということで、教育長会でも共通認識の下、近畿

の総会でもそれを提案しながら進めているのが現状でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 教育長のほうから、先の長い話ということでおっしゃっていただきましたけども、教員の経験もある教育長のほうから、教員というのは魅力のある仕事だということを発信していただくというのは非常に大事なことだと思います。

現職の教員の方が魅力を感じて働いてくれなければ、やはりそれを見て子どもたちが教員になろうという面もなかなか持てないでしょうし、非常にしんどいところばかり見てしまうと、もうやめておこうというふうになってしまいますので、町でできることとしてですね、将来を見据えて、そういう姿勢を示していただくというのは非常に大事なことだというふうに思います。

一方でですね、具体策、教員確保の、こちらについてもやはり今なかなか手がない中で、これは町だけでできるものではないので、特に国のほうで考えていっていただくべきことかと思いますが、教員のいろいろ働く基準ですね、の改善をしていただくことであったり、残業代の問題についても変な方向に改定しようとしてますけども、それについてもきちんと本人が納得して働けるような形でですね、改定をする必要があると思いますので、引き続き、町のほうから国に対して声をあげていっていただきたいというふうに思います。

それとですね、事務職員の配置の関係については答弁がなかったんですが、今、具体的に言うと、各学校に1名新たに配置していただいてまして、この基準の変更というのはこの法改正であったんでしょうかね。それで、町として今後どういうふうに考えてはるのかというのをお聞きしたいなと思ったんですけど、これは充実する方向で考えてはるのか、その辺もお答えいただけますか。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 養護教諭と事務職員ともになんですが、今回の法改正の中で配置基準といいましょうか、これが緩和されました。緩和されることによって人数は増える、また、事務職員に関しましては対応策というのもしょろつ変わってはきておるんですけども、ただ、国のほうが示した基準がありますので、これは県が考えることかなと思っております。配置基準ですので、県が配置をする、町が独自に事務職員、養護教諭を配置するのかわことはちょっと考えられませんので。

ただ、事務職員に関しましては、生駒郡で総合的に考えていくのか、そういうことはこれから考える余地はあるのかも分からないですけども、全てが費用が絡んできます。

そこで町にまたがりますと、じゃあどれだけのお金がどこの自治体が出すのかという問題とか様々な問題が出てまいりますので、これは県とまた話し合っていく必要があるかと思うんですけれども、斑鳩町においては、今現時点で事務職員を増やさなくてはならないというような状況は校長のほうからも聞かせてもらってない中で、またこの聞き取りも含めましてヒアリングもしてまいりたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 教育長がおっしゃるように、たしか今配置していただいている事務職員の方も県費がかなり出ている中で採用していただいていると思いますので、それを町単でということはなかなか難しいというお話だったと思いますので、これは県のほうと協議をしながらですね、必要に応じて採用して配置していけるような形を取っていけるよう、話し合いをしていっていただくようお願いをしておきます。

決して望むような答弁ではございませんでしたが、だからといって詰めて何とかなるというものでもないと思いますので、また改めてですね、この件については今後も質問で取り上げていきたいというふうに思いますので、今回はここで終わっておきます。

そしたら5点目の質問に移ります。5点目については、第4次男女共同参画推進計画についてということです。

斑鳩町では1996年に男女共同参画社会推進行動計画というのを最初に策定し、それが今の男女共同推進計画のはしりだと思いますが、それ以降、10年スパンで男女共同参画推進計画を更新し、その時々国内・国外の情勢や社会進歩の状況などを反映し、計画的に男女共同参画社会を推進してきていると認識しています。

私はですね、第3次計画の推進期間中である令和4年の3月議会で、日本のジェンダーギャップ指数での遅れや、LGBTなど性自認の多様性に伴うジェンダー平等を目指す国際社会の進展、また、コロナ禍の影響による格差拡大の解消など、対応が求められる課題について取り上げ、ちょうど第3次計画の中間年であったので、その評価と次期計画の策定に向けて町の見解について質問を行ってきました。

そして、去年は第3次の計画から第4次の計画への切り替えの年として、新たに現在、第4次の計画が策定され、担当の総務常任委員会でその計画案が示されたところです。総務常任委員会の中で、第3次計画との違いや進展などについて一定、質問をさせていただき、前回、質問した課題についてはこの第4次計画に反映されているものだというふうに理解をしています。

ですので、今回は改めて、第4次計画が策定された中で第3次計画で目標としていた

数値の達成状況や、また、この間何度か取り上げてきましたが、女性の生理の問題について、新たな問題点として男女共同参画推進計画に位置づけて、継続的にその問題の解消であったり進展を目指すべきではないかというふうに考えましたので、今回、質問にあげさせていただきました。

では、まず1点目として、数値目標を掲げて取り組んでいる項目の第3次計画終了時の達成、実施状況とそれに対する町の見解と、また、第4次計画での目標設定について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） 第3次男女共同参画推進計画の総括と第4次計画における目標設定についてのご質問でございます。

まず、第3次計画において指標として掲げた5項目につきまして、その達成状況を報告いたします。

第一に、審議会等の女性委員の割合は目標35%以上に対し、令和7年度実績は34.1%であり、惜しくも目標には一步及びませんでした。

第二に、町管理職の女性割合は目標20%以上に対し、令和7年度の実績は29.4%となり目標を大きく達成しております。

第三に、15歳から64歳女性の就業率につきましては、目標の全国水準62.3%に対し、本町は63.9%と目標を達成いたしました。

第四に、「家事、育児・介護は女性がするほうがよい」と考える住民の割合は、基準値の38.2%以下を目標として取り組んだ結果、令和6年度調査では23.3%となり大幅な改善が見られました。

第五に、「仕事」「家庭生活」「プライベートな時間」の全てを優先したいという意識につきましては、希望を現実へ近づけることを目標といたしましたが、令和6年度調査において希望45.7%、現実10.0%の乖離が広がっており、こちらは依然として大きな課題を残す結果となりました。

これら第3次計画を総括いたしますと、5つの指標のうち3つの項目で大幅な改善が見られ、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの浸透において本町が長年積み重ねてきた周知啓発の成果が着実に現れていると認識しております。

一方で、住民意識調査からは、性別による無意識の思い込みが依然として根強く残っている点や、町の取組みに対する認知度の低さといった課題も浮き彫りとなりました。

こうした状況を踏まえまして、第4次計画では、意識改革と気づきの促進を基本姿勢

に据え、より実効性を高めるため、3つの基本目標ごとに指標を細分化し、合計8つの指標を設定いたしました。

具体的には、審議会の女性委員の割合につきましては、引き続き35%以上を、また町管理職の女性割合につきましては、斑鳩町特定事業主行動計画との整合を図り40%以上を目標として掲げております。

さらに、新たに男の子は男らしく、女の子は女らしくという意識を持つ男性の割合の低減、性的マイノリティが生活しやすい社会の実現に向けた意識改革、セクシュアルハラスメントへの正しい知識の浸透といった指標を加えました。

今後も、あらゆる世代や場面に応じた周知啓発を一層強化し、性別にかかわらず誰もがその人らしく輝ける社会の実現に向け、取組みを進めてまいります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 目標に対して達成している状況が3項目あるということで、かなり努力をしていただいて、そういう結果につなげていただいているのかなという点は評価をしたいと思います。まだ達成できなかった部分については、目標を継続してそれを目指すということで、あとですね、最初の5点目におっしゃっていただいたその希望と現実の乖離ですね、そこはどういうふうに改善をしていこうと考えるものなのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 今、申しあげております仕事・家庭生活・プライベートの時間、全てを優先したいというところで、これにつきましてはそれぞれの斑鳩町役場だけではなくて、広く社会にこういったいわゆるワーク・ライフ・バランスというのを認識していただいて、今、特に事業所等では働き方改革というのがございますので、そういったところのワーク・ライフ・バランスの大切さというのを町として周知をさせていただいて、広く社会にそういった認知をしていただくことが、そういった働く環境等が変わっていく起因になると思いますので、そういった意味で行政としてそういった周知を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 理想と現実というか、その差が広がってしまっているのは、周知をしていくことで改善できるのかどうかというのはちょっと分からないですけど、一応その方向で考えているということで、またこれについては進捗状況を見て、また必要であれば質問させていただきたいと思います。

それとですね、２点目なんですけども、冒頭でも申しあげましたけども、女性の生理の問題について、この間何回か取り上げてきましたが、肉体的・精神的・経済的等様々な面から大部分が女性だけにかかっている生理の負担について、社会的な理解をより深めるとともに、女性の負担軽減解消を目指す視点が計画の中に必要だというふうに考えるのですが、私は当事者ではないですが、男性としてこういう視点が必要じゃないかなというふうに考えまして、計画の中で位置づけて、その解消を目指していくべきじゃないかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） 生理に伴う負担軽減・解消への対応につきまして、男女共同参画推進計画における位置づけについて、お答えをさせていただきます。

まず、生理に伴う身体的・精神的な負担につきましては、女性特有の健康課題であると同時に、男性を含めた社会全体で正しい認識を共有し、尊重し合うべき重要な課題であると深く認識しております。このため、第４次男女共同参画推進計画の基本施策におきましても、性を理解・尊重するための教育と啓発を掲げ、男女問わずこうした身体の仕組みや健康課題への理解を深める取組みを強化することとしております。

また、生理に伴う体調不良は個人差が大きく、社会で活躍する女性がその能力を十分に発揮し続けるためには、生理休暇を権利として尊重し、気兼ねなく取得できる職場環境を整備することが欠かせません。

この環境づくりにつきましては斑鳩町役場が率先して、生理休暇を取得しやすい柔軟な職場風土の醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、町内事業者に対しましても、働きやすい環境づくりに向けてワーク・ライフ・バランスや健康管理の重要性について周知啓発に努めてまいります。

一方で、生理に伴います経済的な負担につきましては、令和３年度から経済的な理由で困難を抱える方への支援策といたしまして、社会福祉協議会と連携し、窓口を通じた生理用品の配布などを行っております。この取組みは単なる物品の提供にとどまらず、配布を通じて生活困窮やＤＶなど潜在的な悩みを把握し、適切な相談・支援へとつなげるセーフティネットの入り口として極めて重要な役割を担っていると考えております。

以上のことから、男女共同参画計画におきましては、生理の理解、貧困対策等々、様々な課題に対して個別の事業として位置づけているところではございませんが、女性の健康と権利を尊重する社会づくりという大きな枠組みの中で、役場自らの職場環境の改善、事業者への啓発、そして誰もが孤立しない相談体制といった包括的な施策として

展開してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 時間がなくなってしまったので、今回についての質問はこれで終わっておきます。また改めて別の機会で議論させていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

11時00分まで休憩します。

（ 午前10時46分 休憩 ）

（ 午前11時00分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、9番、横田議員の一般質問をお受けします。

9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） それでは一般質問をさせていただきます。

1点目は、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の進捗について。

秋祭りに代表される伝統的な祭り、特に伝統行事などの継承に関する事業、住民の参加と協働による取組みに関する事業についてお伺いします。

斑鳩町歴史的風致維持向上計画の基本方針の中に、聖徳太子没後1400年を契機に法隆寺をはじめ民俗芸能や伝統行事などの歴史資源・観光資源の保存活用の機運が高まっていることから、活用に積極的に取り組み、新たな斑鳩ファンの獲得につなげ、民俗芸能や伝統行事の担い手確保を図っていくとありますが、このことにおいて、現在の町の取組みについてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） 伝統行事等の継承に関する事業等についてのご質問でございます。

法隆寺をはじめ町内に伝わる伝統行事等につきましては、現在、「新修 斑鳩町史」の編さんに伴い、法隆寺の祭礼や伝統行事を中心として、その現状把握などの詳細な調査を行っているところでございます。

今後におきましても、引き続き調査を進め、画像や映像などによる記録保存に努めまるとともに、その成果がまとまりましたら町ホームページやSNSなどを活用して広く情報発信を行い、観光資源として活用するだけでなく、その価値を再認識していただけるような取組みについて検討をしてまいります。

また、この取組みにより、町の伝統行事等に多くの方が興味・関心を持ち、関わって

いただくことで行事継承の支援につなげてまいりたいと、そのように考えているところ
でございます。

○議長（中川靖広君） 9 番、横田議員。

○9 番（横田敏文君） ありがとうございます。

次に、2 点目の質問です。無形民俗文化財について。斑鳩神社の秋祭りに見る歴史的
風致について、無形民俗文化財登録に関する調査の進捗状況についてお伺いをいたしま
す。

令和3 年12 月議会での質問に対し、次のような回答がありました。「令和4 年4 月
1 日より施行される登録制度について、国への登録の提案をする際の無形民俗文化財の
調査や把握の実施について、第5 次斑鳩町総合計画において策定を計画している文化財
保存活用計画の策定に伴う調査もひとつの手法であると考えている」とのことでした。

また、調査検討し、地域を形成する民俗文化財としての国の登録が適していると評価
される場合には、国や県に対して無形民俗文化財登録について相談していくとの回答で
した。

このことについて、調査検討の状況についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） 斑鳩神社の秋祭りに見る歴史的風致の無形民俗文化財と
しての指定登録について、現在の状況等に関するご質問でございます。

斑鳩神社の秋祭りにつきましては、その調査におきまして法隆寺の近世文書の全容が
明らかでなく、祭礼の開始年代が確定できないなどの理由から、新たな資料が見つかった
際に再度審議を行うこととし、平成26 年度の斑鳩町文化財保護審議会におきまして
審査を一旦終了をしております。また、現在に至るまで新たな資料の発見がない状況と
なっております。

こうした中、県の文化財担当課と当該祭礼の文化財指定登録に向けた協議等も行っ
てまいりましたが、現状では指定要件のひとつである顕著な独自性を見いだすことが難し
く、国または県の指定登録文化財とすることは困難との見解をいただいているところで
ございます。

また、文化財指定登録につきましては、原則として公募申請主義を取っておらず、専
門家等による調査や当事者からの相談を起点に、国・県等の指定機関側から提案される
制度となっており、現時点において文化財指定登録については難しい状況にあると、そ
のように認識をしております。

こうした状況ではございますが、現在、「新修 斑鳩町史」の編さんに伴いまして、斑鳩神社の秋祭りの現状把握や詳細調査を進めているところでございますので、まずは調査成果を取りまとめ、その成果を基に当該祭礼が持つ文化的価値の情報発信や周知啓発の取組みに努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。斑鳩神社の秋まつりの現状把握や詳細調査を進めているという答弁がございましたけど、法隆寺の祭礼や伝統行事、斑鳩神社の秋祭りなどにおける現状把握や詳細調査について、具体的にどのような対応をされているか伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄都市建設部長。

○都市建設部長（本庄徳光君） 法隆寺の祭礼や伝統行事、斑鳩神社の秋祭りなどに見る現状把握や詳細調査に関するご質問でございます。

現在、斑鳩町史の編さん作業を進めておりますが、その作業の中で民俗分野の専門家に実際に現地に来ていただき、法隆寺の鬼追式やお会式、斑鳩神社や龍田神社の秋祭りなどにつきまして、準備過程を含め、祭礼当日の一連の様子を画像や映像等での記録保存を行っております。また、鬼追式やお会式などの祭礼の関係者から直接お話を伺い、歴史的な成り立ちや言い伝え、供物の作り方などの調査についても行っているところでございます。

なお、この調査結果につきましては「新修 斑鳩町史」の下巻に取りまとめる予定で作業を進めておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。斑鳩神社の秋祭り、龍田神社の秋祭りは地域のコミュニティ醸成に大いに貢献をしています。また、斑鳩ファン獲得のためにも、引き続き、調査研究、情報発信に努めていただくよう要望し、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、9番、横田議員の一般質問は終わりました。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、災害時の環境衛生確保について、トイレトラックの導入についてでございます。

す。

斑鳩町では昨年、災害時に備え携帯トイレを大量に備蓄をしていただきました。担当課のご努力に感謝したいと思います。

一方で、能登半島地震では避難所におけるトイレ環境の悪化が深刻な問題となりました。汚れていて使えない、夜は怖くてトイレに行けない、女性や高齢者が我慢して水分を摂らなくなった、障害のある方やオストメイトの方が安心して利用できないなど、こうした声が数多く報道され、災害関連死との関連も指摘をされております。

そのような中、近年、全国で導入が進み始めているのがトイレトラックでございます。トイレトラックは水洗式で衛生的であり、女性や高齢者にも配慮した個室、バリアフリー対応、手洗い設備、照明などを備え、目的地に向かって迅速に移動できる特徴がございます。平時には防災訓練やイベント等に利用する自治体も増えております。

現在、国においても防災・減災・国土強靱化の推進が強化されており、政府は地域防災力強化を重要施策として位置づけ、地方公共団体向けの補助金、交付金を拡充しております。内閣府では、災害時にトイレカーやキッチンカーなど迅速に派遣できる災害対応車両登録制度の運用も始まっております。

今後は、自治体が単独で抱え込むのではなくて国の制度活用を前提とした災害対応へと流れが変わりつつあります。

斑鳩町でも限られた予算の中、施設の改修など財政的な課題があることも理解しております。しかし、災害時のトイレ環境は設備だけの問題ではなく、命と尊厳を守る問題でもございます。特に女性や高齢者、障害者、オストメイトの方々など災害弱者を置き去りにしない視点がこれからの防災行政には必要なのではないのでしょうか。

ひとつ目に、斑鳩町として災害時のトイレ環境について、どのような課題認識を持っておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） 災害時におけるトイレ環境の課題認識について、お答えをいたします。

国が定めます防災基本計画におきましても、避難所における生活環境の確保は被災者の健康維持や尊厳を守るために不可欠な要素であり、特にトイレ環境の整備につきましては感染症の蔓延防止や脱水症状、エコノミークラス症候群といった健康２次被害を防ぐ観点から、最優先の課題として位置づけられております。

本町といたしましても、近年の災害の激甚化や避難生活の長期化を想定いたしますと、

災害時のトイレ環境の確保は重要な課題であると強く認識しているところでございます。

町の地域防災計画におきましても、快適なトイレの設置に配慮するよう努めることと定め、簡易トイレ、携帯トイレの備蓄等を通じ衛生環境の維持改善に向けた取組みを推進していくこととしており、昨年度までに災害用仮設トイレ４５基、災害用簡易トイレ６万７，５００回分等、災害時におけるトイレ環境に関し備蓄の強化も図ったところでございます。

○議長（中川靖広君） １３番、奥村議員。

○１３番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。

二つ目に、国の補助制度や国土強靱化関連の交付金なども研究しながら、トイレトラック導入について調査研究をしていかれるお考えはあるか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 松岡総務部長。

○総務部長（松岡洋右君） トイレトラック導入に向けた調査研究について、お答えをさせていただきます。

議員ご提案のトイレトラックにつきましては、車両搭載型でありますことから、災害現場へ迅速に移動し直ちに衛生的なトイレ環境を提供できるという点におきまして非常に有効な選択肢のひとつであると認識しているところでございます。

一方で、導入に当たりましては車両購入、維持管理に係る経費、運転要員の確保と適切な免許取得、災害時における迅速な運搬・運用体制の整備といった多くの課題を十分に検討した上で慎重に判断する必要があるものと考えております。

こうした状況を踏まえまして、町民の皆様が災害時に安心して避難生活を送ることができるよう、国の補助制度や近隣自治体の導入事例、運用状況等も参考にしながら、様々な観点からより効果的なトイレ環境整備について調査検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） １３番、奥村議員。

○１３番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。参考ではございますけれども、お隣の安堵町ではベース車両はスズキのキャリーを使用し、そのトイレ数は２室、便槽タンクは２８０リットル、電源システムはソーラーパネル、令和８年３月に導入されました。

葛城市もほぼ安堵町と同じ同型を２台、令和６年１月に導入、トイレ使用回数がこれは最大でも１２０回でございますので、頻繁なし尿の回収が必要となります。移動式ではございませんが、上牧町では令和８年３月に閉校になった上牧第二中学校の駐車場地

下に約35立方メートル、FRP繊維強化プラスチック製のタンクを埋め込みまして、そこに洋式簡易水洗トイレを格納、災害が起きたときに搬入口から取り出して組み立て、設置完了まで2時間、10基の水洗トイレのうち2基が車椅子対応の広さでございます。タンクは、し尿の一時貯留槽となり500人が30日間使用できます。

大淀町では災害時に電源や上下水道が使えなくても清潔な水洗トイレを提供する、こういうコンセプトで開発された水環境式自己完結型トイレが令和8年2月に設置をされました。個室二つのトイレユニットと汚水を浄化して洗浄水として再利用する処理設備を収めた循環槽ユニットからできております。外部電源の接続や上下水道の配管は必要のない構造です。国の補助などにより、町の実質負担分は600万円とのことでした。

様々に、紹介させていただきましたけれども、災害時、斑鳩町の住民の皆様にとって、また町にとって最適なトイレの環境充実に向けて衛生確保をよろしくお願いをいたします。調査研究をよろしくお願いしたいと思います。

2番目の質問に移らせていただきます。2番目の質問は、命を支える仕組みを学ぶ教育について、献血教育についてでございます。

私は3年前にも学校における献血教育について、質問をさせていただきました。その際には、厚生労働省が作成している高校生向けの献血パンフレット「けんけつ HOPS STEP JUMP」を参考に、中学生の時代から命を支える献血について学ぶ機会を設けてはいかがかと提案をさせていただきました。

献血は、病気や事故、手術などで輸血を必要とする方々の命を支える大切な仕組みでございます。しかし、現在、若年層の献血者数は減少傾向にあり、将来的な血液不足が懸念をされております。

そのような中、先日、私は大阪府茨木市にある日本赤十字社近畿ブロック血液センターを視察研修させていただきました。現地では血液がどのように管理をされ、患者さんの命を支えているのかを学ばせていただき、献血教育の重要性を改めて実感いたしました。また、研修には奈良県赤十字血液センターの職員の方も来ておられ、学校への出前授業にも協力できますとの大変心強いお話もいただきました。

実際に現場の方から直接話を聞く体験学習は、命の大切さや助け合いの心を育む大変有意義な学びになると考えております。特に、中学生の時期は他者を思いやる心や社会貢献への意識が育つ大切な時期だと思います。

そこでお伺いをいたします。斑鳩町におきまして、奈良県赤十字血液センターによる出前授業など、体験型の献血教育を学校教育の中で実施されてはいかがでしょうか、お

伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦寿也君） 学校におけます献血教育についてのご質問でございます。

少子高齢化が進む中、将来にわたり安定的に血液を確保するためには、若い世代が献血の意義や必要性について理解を深めることが重要であり、厚生労働省におきましても中学生向け献血啓発テキストを作成し、全国の中学校などへ配布をされているところでございます。

本町の中学校におきましても、これまでも保健体育の授業などにおきまして献血事業の社会的意義や役割について学ぶ機会を設けているところでございます。

議員がお述べのとおり、中学生の時期に命の大切さや他者を思いやる心、社会に貢献しようとする意識を育むことは大切であり、血液センターの職員の方から直接お話を聞くことは生徒にとって大変有意義な学習機会になるものと考えております。

一方で、実施に当たりましては、教育課程との調整や実施時期、学習内容などにつきまして関係機関と十分に協議する必要がございます。

こうしたことから、奈良県赤十字血液センターによる出前授業など、体験型の献血教育につきましては、学校現場の意見も踏まえながら、その活用の在り方につきまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございました。中学生の時代に命の大切さ、人を思いやる心、社会に貢献しようとする意識を育むためにも、ご検討をよろしくお願いをいたします。

それでは最後の質問でございます。生命の安全教育の充実についてでございます。

近年、増加する性犯罪被害の現状について、16歳から24歳の若年層に対する被害、特に女性の割合が高くなっております。2024年の統計を見ましたときに、性犯罪被害の45%が不同意による被害です。16歳から24歳が被害女性の14%から15%に上ります。令和2年から令和4年にかけて対策強化集中期間として政府が乗り出しました。

政府は対策の一環として生命の安全教育の教材及び指導の手引きを令和3年4月に作成、公表、スタートさせたものの実施状況にばらつきがあります。全国では、福岡県82%、長野県68%と進んでおりますが、香川県24.9%、奈良県25%とあまり進んでおりません。市では京都市100%、浜松市10%という現状です。

この数字は一方的に見るのではなくて、それぞれの地域の特性や事情もあると思われます。しかし、大人になったら自然に理解できるというものではありません。自分の身は自分で守るという手段が分からないままになってしまうので、小・中学校のときにきちんと生命の安全教育を受けて、自分の安全は自分で守る力をつけることは非常に重要なことと考えます。

さらに、次期学習要領の改訂に向けては、生命の安全教育は努力義務ではなく全国の小・中学校で一律に実施できるよう働きかけもあるようでございます。

そこで質問をさせていただきます。

ひとつ目に、斑鳩町での生命の安全教育の実施状況についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦寿也君） 本町におけます生命の安全教育の実施状況についてのご質問でございます。

本町では国が推進いたします生命の安全教育の趣旨を踏まえ、児童・生徒を加害者・被害者・傍観者にしないため、自分や相手を尊重する態度を育む指導を発達段階に応じで行っているところでございます。

まず、幼稚園でございますが、自分や友達の体を大切にする気持ちを育むことを重視しており、日常の生活や保育の中で相手が嫌がることをしないこと、困ったときには身近な大人に相談することなどについて学んでおります。

次に、小学校でございます。まず低学年では、担任等によりプライベートゾーンなどについての学習をしております。続いて中学年では、体の発育・発達に関する学習を2年間で8時間程度実施し、自分や友達の体を大切にする意識を育む学習をしております。

次に高学年におきましては、心の発育・発達、思春期の体の変化や不安、悩みの対処法、人の誕生に関する学習などを通じて、命の神秘や尊さについての学習をしておるところでございます。

また、奈良県助産師会による講演や命の大切さに関する体験談を聞く機会などを通じて、かけがえのない命を大切にする心を育ておるところでございます。

次に中学校では、保健体育科の授業の中で、性とどう向き合うか、ストレスマネジメント、性感染症の予防などについて、各学年で年1、2時間程度、学習をしておるところでございます。

また、奈良県警察や学校薬剤師による薬物乱用防止教室を実施するとともに、奈良県助産師会を講師として招き性教育講演会を実施しております。この講演会では命の誕生、

第2次成長期、思春期の体の悩みなどについて学ぶほか、性感染症・デートDV・避妊などについて学ぶ機会を設けております。

このように、本町では児童・生徒の発達段階に応じた生命の安全教育を行っており、今後も日常の教育活動の中で継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。斑鳩町では、児童・生徒の発達段階に応じて生命の安全教育をしっかりと実施していただいていると、このように感じました。ありがとうございます。

二つ目の質問でございます。ネットやSNS利用が低年齢化をしております。早い人は2歳から親が幼児向けのアニメなどを見せるためにスマホをそのまま渡してしまうようでございます。今、SNSなどの子どもを取り巻く環境の劇的変化があります。また、SNSやメッセージアプリで画像や動画を送る行為に至っては未就学の子も含めて被害を受けております。

生成AIを悪用して同級生の顔をほかの画像と合成するなどして拡散してしまい、冗談のつもりでやったことが被害者も加害者も取り返しのつかないことになったという事例があると聞いております。

昨年の小・中学校の生徒の全国の自殺者数は532名、この要因のひとつが性の問題をはらんでいるとのことでございます。このことについて、認識をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦寿也君） 本町におけますSNS、画像や動画の送信、生成AI等のリスクに関するご質問でございます。

議員がお述べのとおり、スマートフォンやSNSの利用の低年齢化が進む中、SNS等を通じた画像、動画の送信や本人の同意なく生成AIを悪用して画像の合成、拡散する行為などは、性被害やいじめ、重大な人権侵害につながるおそれがございます。

また、児童・生徒の自殺者数が高い水準にあることについては、その背景には学校生活や友人関係、SNS上のトラブルなど、児童・生徒を取り巻く様々な要因が複雑に関係しているものと考えられます。

このような中、本町ではこれまでも小学校では道徳、中学校では技術科等において情報モラルや情報セキュリティ、インターネット上の危険から身を守る方法につきまして学習をしており、奈良県警察西和警察署によるデジタル機器に関する防犯教室なども実施しているところでございます。

今後はこうした情報モラル教育に加え、生命の安全教育の観点からも、自分と相手の体や心を大切にすること、画像や動画を安易に送信・拡散しないこと、困ったことや悩みを抱えたときには保護者や担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど身近で信頼できる大人に相談することなどについて、発達段階に応じて丁寧に指導をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。

最後に、教育長にお伺いをしたいと思います。全ての子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために、そして自分も他人も大切にすることを育てる人権教育にも関わるこの生命の安全教育を学校教育の中で実現していただくことが大事だと考えております。

この生命の安全教育の意義、また斑鳩町の教育の中でどのように推進していこうとお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） ただいまご質問ありました生命の安全教育の意義、並びにその推進について、私の考えをお答えいたします。

生命の安全教育は子どもたちが自分自身をかけがえのない存在であるという思い、気持ち、生き方を大切にするとともに、他者の命や人権を尊重し安心して学び成長していくことができる社会を築くために極めて重要な教育であると認識しております。

そのために、本町では単に知識を覚えるだけではなくて、発達段階に応じて組織的また系統的に指導するとともに、保健体育のみならず道徳、特別活動、また人権教育等と絡み合いながら関連性を持たせながら、学校教育全体を通じて推進していくことが非常に大切であると思っております。

その上で、子どもたちが、議員お述べのように、被害者にも加害者にもそして傍観者にもならないよう、自他を尊重する態度でありましたり、困ったときにSOSを発信できる力を育む、そして安心して相談することができる教育環境づくり、これをこれまで以上に努めてまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。今、教育長がご答弁くださいましたように、全ての子どもたちが被害者にも加害者にもまた傍観者にもならないように、有効な手だてはこの生命の安全教育を学校教育の中でしっかりと実現をし、推進し、充実させていく、そういう環境づくりをしていく以外ないと思います。どうぞよろしくお

願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れ様でした。

（午前11時29分 延会）